

解体・活用



お手伝いします。
お気軽にご相談を

解体・活用に関する補助制度を活用しましょう

本庄市空き家除却補助金

昭和56年5月31日以前に建てられた建物で、1年以上使用がない空き家について、解体費用の一部を補助しています。

補助額
最大50万円

詳しくは
市HPへ



本庄市空き家利活用補助金

子ども食堂や集会所などの非営利を目的とした事業で、10年間地域のために空き家を利活用する場合について必要な改修費の一部を補助しています。

補助額
最大100万円

詳しくは
市HPへ



中心市街地空き店舗対策補助制度

駅周辺の空き店舗を活用して飲食・小売業等を始める場合について必要な改修費の一部を補助しています。

補助額
最大50万円

詳しくは
市HPへ



【補助金の申請にあたっての注意】

補助要件等、詳しくはお問い合わせください。なお、業者との契約や工事等を行う前に、ご相談ください。（予算額に達し次第、受付を終了します。）

空き家除却補助金・空き家利活用補助金について
都市計画課 ☎25-1136

中心市街地空き店舗対策補助制度について
商工観光課 ☎25-1175

解体費用や土地の売却査定価格の試算ができます！

市では、空き家の解体を促進するため、すまいの終活ナビを提供する(株)クラッソーネと協定を締結しています。

すまいの終活ナビでは、空き家の情報をもとに「解体費用」や「土地の売却査定価格」をAIで算定することができます。また、必要な方には「解体業者の紹介」や「業者からの見積取得」もできます。

空き家の解体を検討されている方はご相談ください。



(株)クラッソーネ
☎0120-479-033 (平日：午前9時～午後6時)
※年末年始を除く。

解体業者の登録も受け付けています。

本庄市版「すまいの終活ナビ」
はこちら



売却・賃貸



まずは、
登録してみてください

空き家バンク制度を活用しましょう

空き家の売買・賃貸を希望する所有者などからの希望に基づき、空き家に関する情報を「埼玉空き家バンク」に掲載します。登録を希望する場合は、「都市計画課」にご相談ください。

詳しくは、埼玉
空き家バンクHPへ



空き家バンクの仕組み



※埼玉空き家バンクは、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会(埼玉北支部・本庄支部)、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部(県北支部・県央東支部)と連携して取り組んでいます。

本庄市空き家情報提供制度を活用しましょう

所有者の意向に合わせ、空き家の情報を不動産事業者や空き家の活用を希望するNPO法人、企業、個人へ提供します。

※老朽・破損している空き家の情報も登録できます。

- 【対象者】
- 本庄市内に空き家をお持ちの方
 - 空き家の売却・解体・活用にお困りの方
 - 空き家を借りたい方、買いたい方

年間を通じて、空き家の登録と情報提供を受けたい事業者等の登録を募集していますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは
市HPへ



空き家情報提供制度のイメージ

